多治見市土地再活用促進奨励金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、駅周辺居住誘導区域内の土地を事業者へ譲渡することにより土地を流通させ、市への新たな定住者を増やし、もって移住定住人口の増加とともに市税増収を図るため、土地を事業者へ譲渡した者又は事業者の仲介により譲渡した者に対し多治見市土地再活用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、多治見市補助金等交付規則（平成８年規則第14号）第20条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　駅周辺居住誘導区域　都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第２項第２号に規定する居住誘導区域として多治見市立地適正化計画に定める多治見駅周辺地区のうち、市長が別に定める区域を除く区域をいう。

（２）　事業者　宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第２条第３号に規定する宅地建物取引業者をいう。

（３）　譲渡　土地の所有権を売買契約に基づいて他者に移転し、登記することをいう。

（４）　仲介　土地の売買に係る取引の全部又は一部を代理又は媒介することをいう。

（交付対象者）

第３条　奨励金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和７年８月１日以後に、次条に規定する土地を事業者へ譲渡する、又は事業者を仲介して土地を譲渡する個人（相続人を含む。）又は法人（ただし、事業者を除く。）で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

（１）　市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納している者（市長に対し分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める者を除く。）

（２）　多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員等

（交付対象の土地）

第４条　奨励金の交付対象となる土地は、駅周辺居住誘導区域内にあって、住宅用地として譲渡するものとする。ただし、奨励金の交付は、同一の土地につき１回限りとする。

（奨励金の額）

第５条　奨励金の額は、譲渡金額に３パーセントを乗じて得た額とし、50万円を上限とする。ただし、奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　共有名義の土地の場合は、前項に規定する奨励金の額に共有持分の割合を乗じた額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（計画の提出、承認）

第６条　交付対象者は、土地を譲渡しようとするときは、当該譲渡の14日前までに多治見市土地再活用促進奨励事業計画書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　位置図

（２）　現況写真

（３）　公図の写し

（４）　土地の登記事項証明書の写し

（５）　譲渡に係る契約書の内容が分かるもの

（６）　事業者（宅地建物取引業者）の免許証の写し

（７）　譲渡後に住宅用地として再活用される予定が分かるもの

（８）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による提出があったときは、内容を審査し、多治見市土地再活用促進奨励事業計画承認（不承認）通知書（別記様式第２号）により交付対象者に通知するものとする。

（交付申請及び交付決定）

第７条　交付対象者は、奨励金の交付を受けようとするときは、譲渡完了の日から起算して60日又は譲渡完了の日が属する年度の３月20日のいずれか早い日までに、多治見市土地再活用促進奨励金交付申請書（別記様式第３号）に次に掲げる書類を添

付して、市長に提出しなければならない。

（１）　公図の写し

（２）　土地の登記事項証明書の写し

（３）　譲渡に係る契約書の写し

（４）　譲渡に係る代金を領収したことが分かるもの

（５）　譲渡後に住宅用地として再活用されることが分かるもの

（６）　申請者が相続人の場合にあっては、所有者との関係が分かるもの

（７）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による提出があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、多治見市土地再活用促進奨励金交付決定通知書（別記様式第４号）により交付対象者に通知するものとする。

（交付請求）

第８条　前条第２項の規定により奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、多治見市土地再活用促進奨励金交付請求書（別記様式第５号）を市長に提出し、奨励金の交付を受けるものとする。

（取消し及び返還）

第９条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　虚偽の申請その他の不正な行為により交付決定を受けたとき。

（２）　奨励金の交付に関して付した条件及びこの要綱の規定に違反したとき。

（３）　その他市長がこの要綱の趣旨に照らして不適当と認める事由が生じたとき。

２　市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和12年３月31日限り、その効力を失う。ただし、第９条の規定及

び令和11年度の予算に係る奨励金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

（多治見市補助金等交付要綱の一部改正）

3　多治見市補助金等交付要綱（平成８年告示第29号）の一部を次のように改正する。

別表第１　２　総務の款７　移住支援事業の項１　移住支援事業の目１　移住支援事業の節に次のように加える。

6　駅周辺区域土地再活用促進事業	市の土地再活用促進奨励金交付要綱による。	要綱による。	要綱による。	要綱による。	

別表第４　２総務の款７　移住支援事業の項１　移住支援事業の目１　移住支援事業の節に次のように加える。

6	駅周辺区域土地再活用促進事業